

幼稚園における学校評価基準資料の観点に関する一考察 — 実践的自己点検評価の基準と記述 —

安見 克夫・福山 多江子・永井 優美・木埜下 大祐

This study examines the method of self-study and assessment. This system is characterized by the fact that it was created after making improvements in reference to the guideline proposed by Japan Association for College Accreditation in 2006.

In other words, this system is unique to the point where teachers assess themselves individually, but yet objective evidence is also provided clearly. It is not the usual 4-scale evaluation method that relies solely on the subjectivity of respondents. Instead, this method uses the child-care diary as the axis of the self-assessment and employs external evaluation on the teaching plan formulated based on the record of the child-care deployment and on its actual practice as well as another objective viewpoint documented such as comprehensive evaluation for a certain period of time. The superiority of this self-study and assessment method enables a considerable amount of reduction in the work load of teachers at practice if assessment items are checked on a daily basis throughout the year.

【研究の意義と目的】

平成18年15月教育基本法の改正に伴い、学校教育法及びその施行規則が改正され、第三十九条、第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用するものとある。そのため、第六十六条に規定する学校評価は、幼稚園も小学校同様に義務付けられた。

その内容は、第六十六条「小学校【幼稚園】は、当該小学校【幼稚園】の教育【保育】活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。」

前項の評価を行うに当たっては、「小学校【幼稚園】は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。」とされている。【 】は筆者が加筆したものである。

そのため、文部科学省では、平成20年1月に「学校評価ガイドライン [改訂]」に基づき、パンフレットを作成した。また、改正に伴い、平成20年3月に「幼稚園における学校評価ガイドライン」が改訂され、さらに平成22年7月に「幼稚園における学校評価ガイドライン」が改訂された。

その主な改訂内容には、幼稚園における第三者評価に係る内容（第三者評価の進め方や評価項目・観点の例など）を新たに追加され、幼稚園における学校評価の特性により期待される取り組みと効果、学校関係者評価・情報提供の在り方に関する記述が盛り込まれた。

また、平成28年小学校以上に課せられる「学校評価ガイドライン」には、学校教育法の一部を改正する法律および学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、義務教育学校並びに小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校が発足することを踏まえ、小中一貫教育を

実施する学校における学校評価の留意点が盛り込まれた。

幼稚園においては、「文部科学省幼稚園学校評価ガイドライン」が示されており、その項目に従って、平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。その規定では各園が独自に学校評価を実施、公表することが望ましいとしている。

この内容は、

1. 幼稚園における学校評価の特性
2. 学校評価の目的・定義 ①学校評価の目的 ②学校評価の定義及び留意点 ③学校評価により期待される取組と効果
3. 学校評価の実施・公表が示されている。

その中では（１）自己評価 ①重点的に取り組むことが必要な目標等の設定 ②自己評価の評価項目の設定 ③全方位的な点検・評価と日常的な点検 ④自己評価の実施 ⑤自己評価の結果の報告書の作成 ⑥自己評価の結果の公表・報告書の設置者への提出 ⑦評価の結果と改善方法に基づく取組み（２）学校関係者評価 ①学校関係者評価の在り方 ②学校関係者評価委員会 ③学校関係者評価の実施 ④学校関係者評価の結果の報告書の作成 ⑤学校関係者評価の結果の公表・報告書の設置者への提出 ⑥評価の結果と改善方策に基づく取組み（３）評価結果の公表・説明（４）設置者への報告と支援・改善 ①設置者への報告 ②設置者等による支援・改善が規定された。

4. 積極的な情報提供についての項目を挙げ評価し公表することとしている。

評価手順については、次のように規定している。

1. 幼稚園において、幼児がより良い教育活動を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の保証と向上を図ることが重要である。
2. 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること。
3. 評価 結果等を広く保護者等に公表していくことが必要である。以下の３つを目的として実施するものであるとしている。

■各園は、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。■各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。■各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることとある。しかし、具体的にどのような形で実施し評価公表していくかは、各園の独自性にまかされているのである。

このため、全日本私立幼稚園研究機構においては、平成24年に「私立幼稚園のための学校評価ハンドブック」を策定している。また、そのほか幼稚園の評価の在り方については、様々な資料が刊行されている。しかし、これらの評価方法についても、様々な議論がなされており、教師の主観や相対評価的な評価が結果に大きく左右してしまう可能性があるなど、何を基準に、自園の自己点検を実施していけば良いのかが今ひとつ不透明である。

そこで、本研究は、都内F園が平成16年から取り組んでいる幼稚園における自己点検評価を基として「保育者の質の向上」をめざし、改善改良してきた評価システムである。

平成20年度から幼稚園における学校評価が義務付けられたことにより、活用に向け改善改良された内容である。従ってその内容を改めて検証していくことを目的とした。

これまでの経緯として、平成16年度「保育記録の分析」をテーマに、保育者が日々どのような取り組みの中で保育をどのように評価しているのかについて、その効果も併せて考察する。

【検証過程】

■組織運営表と役務分掌の在り方

円滑な保育と運営業務が実施されるよう以下の通り組織が編成されている。教職員会は、現職教員で組織されている会で、保育における決議事項の最高決定機関となる。

園は、園長に最終決定権を有し、教職員の意見の基に決定される。

■自己点検の実施時期と在り方

4月に始まり、翌年6月に終了する。点検期間は、その年度である。以下の資料【A-1～M-35】は、平素保育者及び保護者並びに有識者から提出作成されている資料である。【A票～U票】は、各項目のまとめ票として、その都度作成し、随時提出されていくものである。

A票「保育内容報告書」

(保育日誌A-1)

日誌の記録は、保育者がその日のねらいに対する活動と保育の実現状況を記述するものであり、保育者自身が感じ得た自己感情を作文的に記述する傾向がある。つまり保育日誌の記述に特性（時系列的記述）があり、この日誌のみでは、保育の質や保育者の質の変容を図ることは難しい。但し保育記録は、保育者が一定の期間を持って読み返すことで、自分の保育を振り返る資料となることは期待できる。そのため、自己評価は、保育日誌を軸とした学期ごとの総括会議での一基礎資料として活用されている。

- | | |
|------|---|
| 評価基準 | A 子どもの名前を上げて、【①「教師の働きかけ・行動」 ②「教師の意図・ねらい」 ③「読み解き・結果」 ④子どもの動き・行動」 ⑤「内容」・環境の記述】が示されているか。 |
| | B 毎日必ず記述されているか。 |
| | C 管理上、提出物の状況の把握がなされているか。 |

(定点保育記録A-2)

定点保育記録とは、研究開発及び学会発表用としての記録及び園内研修会用保育記録等で規定されている記録物を指す。それぞれの分析法によって読み解かれることが多く、その記録文から、その日の保育者の ①「教師の働きかけ・行動」 ②「教師の意図・ねらい」 ③「読み解き・結果」 ④子どもの動き・行動」 ⑤「内容」・環境の記述が示されているかいかをコーディングすることで、自己の保育を精察することができる。

- 評価基準 A 子どもの名前を上げて、①「教師の働きかけ・行動」
②「教師の意図・ねらい」 ③「読み解き・結果」
③子どもの動き・行動」 ⑤「内容」・環境の記述が示されているか。
B 提出期限が守られているか。

（教育課程・指導計画A-3）

教育課程のねらいと内容が、一貫して保育に生かされているか確認する（PDCA）。【表5参照】年度の初めに、園長からの「〇〇年度教育方針と指導内容の重点」が示され、「新学期準備作業配当表」に従って作業が行われる。その中で各学年毎に年間指導計画会議がもたれ策定される。策定された隔年の年間指導計画案は、全体会議で、発達段階の確認を行い、調整されて最終案として園長に提出される。教育課程の編成については、学期総括会議でチェックされる教育課程の実現状況を基に、12月以降園長が改訂作業に入り、3月の総括会議の結果を受け最終改善を行い、4月全教職員に提示する。活用方法は、学期毎に実施される学期総括会議でチェックし教職員の相互間で確認する。

- 評価基準 A 教育課程が作成されているか。年間指導計画が立案されているか。
月案及び週日案が作成されているか。
B 教育課程の見直しが行われているか。
C 資料を総てを総括会議で見直し改善しているか。

（職員会議録A-4）

毎週（木曜日午後4時から実施される定例職員会議の記事録をチェックする。）定例職員会議の議案構成は、水曜日午後に学年会を開催し、学年として個と集における取り組みの報告と課題審議事項をまとめ、翌朝主任に報告する。主任は、各学年から寄せられた課題審議事項と個と集の育ちの報告をさせ、問題を抱えている子どもについて、担任を超えて、全員でその子どものケアを行い改善を図ることになっている。園長及び副園長からの指示確認事項（指示確認事項A-4-1）も含む。

- 評価基準 A 定期定時に職員会議が実施されているか。
B 議案作成が行われているか。
C 会議記録が毎回作成され提出されているか。

（学期方針伝達資料A-5）

新年度（1学期初頭4月1日）（2学期初頭9月1日）（3学期初頭1月7日）に実施している。新学期準備作業配当表と年度初めに園長からの「21年度教育方針の確認と改善」について伝達が行われる。この資料には、園の基本理念と今年度の教育方針・教育目標を明確に示し、その目標を実現させるための具体的指導内容を学年別及び全学年共通の指導法を例として提示する。この伝達で教職員全員が確認し、指導計画作成に着手する。

- 評価基準 A 園長は学期はじめの準備日に、4月は年間指導に関する教育方針が提示されているか。
- B 園長は2学期はじめに、2月期の教育方針を定時伝達しているか。
- C 園長は、教職員の教育方針の理解を確認しているか。

B票「行事報告書」

(指導計画B-6)

行事計画は、年間指導計画に位置づけられているねらいに基づき、行事の特色を生かした中で、各学年の育ちもつことのできるねらいを立案していくことになっている。

行事の下案は教員が当番制で立案し、定例職員会議で話し合われる。話し合われた行事指導計画は、終了後に最も近い定例職員会議で、ねらいに対する実現状況が話し合われ、改善策が話し合われる。改善された内容は、学期総括会議でさらに具体的に問題点を洗い出し、次年度の改善として資料化される。(行事の終了後は、指揮進行する係の心情等を考慮し、改善項目の指摘に留め、時間をおいて学期行事総括で改善策を話し合う)

- 評価基準 A 行事指導計画が担当で発達過程と時期を踏まえて立案されているか。

(保育日誌B-7)

行事は各学年毎が集まり全体で行うものなので、各クラスでのねらいに対する実現状況は、それぞれの担任が書き示す保育日誌の記録から評価と改善を取り上げていく。

この保育日誌の記録と、行事指導計画の定例職員会議で省察された記録をもとに、行事総括が行われる。

- 評価基準 A 全体の評価と、クラスの課題取り組みに対する評価が、「評価尺度」に従って記述されているか。

C票「有識者評価報告書」

(園内研修助言報告書C-8)

園内研修会は、非常勤講師5名(研修指導の有識者)年間2回から4回開催し、3月の教育課程の見直しの際、次年度の研究開発テーマを研究開発委員によって話し合われ、定例職員会議で提案されたのち、各クラスで副題を決め保育指導を受ける。

- 評価基準 A 月案・週案・前々日の活動記録・日案の4資料が提出されているか
- B 肯定的評価と否定的改善評価が指導されているか。

(指導計画D-9)

園内研修前日に提出する日案で、前々日の活動の姿から副題(ねらい)を立案する。

評価基準 A 限られた時間内での園の規程に従って指導立案がされているか。
(園の規程とは、発達を踏まえ、一人ひとりの個性が表現できる活動を立案し、参観所要時間1時間30分以内で立案されているか)

(保育記録D-10)

園内研修日終了後の保育日誌の記録内容(意図に対する・環境の構成・保育者の関わり・子どもの活動・ねらいに対する実現状況と指導を受けた今後の課題)の記述。

評価基準 A 外部有識者の意見に対する反省点に対する改善策が記述されているか。
B 改善策を実行できているか。

(指導者助言D-11)

各講師の先生から、指導助言された内容を記した資料で、指導助言者本人が署名する報告書。

評価基準 A 有識者からの助言報告がなされているか。
B 有識者からの指摘に対して、改善が話し合われているか。

E票「保育参観報告書」

(指導計画E-12)

年間2回6月及び11月に保育参観が実施される。この保育参観に対する指導日案である。指導計画は、各クラスで、日案を立て実施する。立案は発達過程を踏まえ時系列日案(意図・環境の構成・保育者の関わり・子どもの活動)が立案される。同時に保育参観に対する参観の視点を明示した保護者向け手紙が数日前に配布される。保護者に対して、指導の観点を明確にしている。

評価基準 A 園の書式に添って記述されているか。

(保護者アンケートE-13)

保護者アンケートは、記名式で、保育参観当日配布し、翌日から一週間の間に、園のポストに投函してもらうことになっている。内容としては、園庭での自由遊びの様子と室内での自由遊びから始まる集団活動の様子について記述してもらう。

評価基準 A クラスから提出されたアンケートについて、肯定的に高い評価とされる文章の記述と否定的な文章及び指摘事項などをコーディングし、その数を集計して自己評価する。

(保育日誌E-14)

保育参観に伴う、終了後の自己反省の記録【指導日案に基づく保育者の関わりと成果について】記述してある日誌と、参観翌日に保護者に対して、成果について報告するリリース。

評価基準 A 日誌を通して、実施された保育参観の省察が行われ、その成果について保護者に発信されているか。

F 票「安全点検報告書」

(安全点検確認票F-15)

幼稚園における遊具・消火器・避難口・落下物・保育室・園庭・不審者進入防止等の安全点検は、「遊具等の劣化黙視点検票」「安全点検定期点検票」「不審者進入マニュアル」「AED 定期点検票」に基づく定期点検【4月・9月】及び教員消火実射訓練【4月・9月】の点検に必要な書類。AED インストラクター講習終了救急認定資格者である。

評価基準 A 点検書類及び指定された期間に、定期点検を実施しているか。
AED 資格講習を終了しているか。

(消防計画書 F-16)

消防法に基づく「F I 幼稚園の消防計画書」

評価基準 A 毎年見直し、追記に係る変更届けがなされているか。

(事故報告書 F-17)

保育時間中、幼児が園内および園外において、事故及び怪我が発生した場合、クラス担任が、記述する指定書類【規程様式】である。本様式には、発生に伴う状況、処置、保護者への連絡・対応、経過観察、原因の究明と対策などを記述する。

評価基準 A 事故・怪我の発生頻度とその対応状況に伴う文書が規程通り作成されているか。

(訓練記録 F-18)

年一回行われる、インストラクター訓練【AED 救命資格：所轄消防署】AED 訓練記録簿及び AED 定期点検記録簿である。

評価基準 A 所轄消防署 AED 認定講習を受けているか。
B AED 定期点検を実施し、消耗品等の交換が行われているか。
C 使用があったか。

(自衛消防訓練計画・報告 F-19)

年間災害避難訓練実施に伴う自営消防訓練計画書の届け出義務【所轄消防署】文書である。避難訓練は年間12回及び、直下型地震に対する園児引き渡し訓練の実施状況等を記述する。

- | | |
|------|--|
| 評価基準 | A 避難訓練等に対する実施計画書が実施前までに、所轄消防署に届け出ているか。 |
| | B 避難訓練実施記録が整備されているか。 |

G票「学期総括会議報告書」

(教育課程編成会議資G-20)

教育課程の編成会議では、園長・副園長・主任によって改訂作業が行われる。3月学期末総括会議で話し合われた、総ての保育活動を振り返り、全教員によって各学年毎に教育課程の実現状況を【4段階評定】評価する。※この際の4段階評価は、個人の成長を主としてクラス全体での割合を資料等から評価する方法をとっている。【実現できた項目・半分ぐらい実現できた項目・四分の一できた項目・できなかった項目】その他、新たに開発された項目及び発達過程や行事等で、時期的に前後する必要のある項目などが記述される。

- | | |
|------|---------------------|
| 評価基準 | A 教育課程の改善がなされているか。 |
| | B 改善のための組織化ができているか。 |

(個人観察記録「青票」資料G-21)

在籍する園児全員の日々の発達を記録を記録する記録簿である。保育の中で、担任または、他の教員が気づいた事項を自由に記述する欄と学期ごとに担任が総括評価する欄が設けられているポートフォリオ的性質の記録簿である。その他「保育カンファレンス」記録用紙があり、3歳児を主に4月入園後から毎日保育終了後、一人一人の活動状況について6月頃まで実施し、特に問題を抱えている幼児を中心にカンファレンスを行い記録する資料。

- | | |
|------|--------------------------------|
| 評価基準 | A 一人一人を把握し、問題解決の資料として活用されているか。 |
| | B 保育カンファレンスが毎日または定期的実施されているか。 |
| | C 個人観察記録が有効に機能しているか。 |

H票「教育研修報告書」

(研修会参加報告H-22)

板橋富士見幼稚園は、採用条件に研究開発に参加することが義務化されている。

派遣研修による研修と自主申請研修が認められている。研修に参加した者の報告書は、交通旅費及び宿泊費等の申請と同時に提出される。提出された報告書は、直近の定例職員会議で全教員に報告される。

- | | |
|------|-----------------------|
| 評価基準 | A 報告書が提出されているか。 |
| | B 直近の定例職員会議で報告されているか。 |

I 票「危機管理対策報告書」

(訓練計画書 I -23)

不審者進入に対する防犯訓練の実施計画書

評価基準 A 教職員の防犯訓練計画及び実施記録が整備されているか。

(危機管理マニュアル I -24)

不審者進入に対する危機管理体制の強化レベルを策定し、レベル毎に体制を強化する計画書である。【東京都提出文書】

評価基準 A 危機管理防犯マニュアルが策定されているか。
B 防犯マニュアルの内容を理解しているか。

(訓練報告書 I -25)

年1以上、不審者進入に伴う、防止訓練を実施すると共に、園児に対する防犯指導を学期毎に行っているかなどを記述する。

評価基準 A 教職員の防犯実地訓練を実施し記録が整備されているか。
B 園児等に学期毎に防犯指導【所轄警察に依頼】を実施しているか。

J 票「評議員会報告書」

(学期総括報告書 J -26)

学期総括会議録【S票】を提示して、評議委員会で1年間の保育事業について報告する。それに対する、評議委員会よりの評価を受ける。

評価基準 A 定時評議員会に【S票】を提出しているか。

K 票「地域連携活動報告書」

(図書管理用 K -27)

園庭の片隅に1階が図書室・2階が子育て支援室(赤ちゃんの駅)になっている建物がある。図書館の図書利用時間は、朝9時から午後3時までである。貸し出し時間は、午後の降園時で、教員が当番制で貸し出し手続きを行っている。発達や学びの連続性として、園と家庭を繋いでいる。地域連携活動の一環として、年間を通じて電子管理のもとにおこなわれている。平成22年3月現在蔵書冊数は2500冊である。図書は、毎月10冊から15冊の新刊が所蔵され、年間160冊程度蔵書されている。

評価基準 A 利用度およびその状況を記述する。

(未就園児地域事業 指導計画・記録 K -28)

毎週水曜日午後1時30分から午後3時までの間、1歳児から2歳児までの子育て支援サー

クルを開催している。一クラス28名で3名の教員が担当し開催している。

開催内容は、親子での室内自由遊びや簡単な製作を30分程度おこない、ブレイクタイムと称して親にはコーヒーを子どもには麦茶とビスケットを提供し、子育て交流の場を設けている。最後に、園長が毎週発行している「サラダボール子育て通信」を教員がレクチャーし終了する。

評価基準 A サラダボール指導計画及び日誌が記録保管されているか。

(クリスマス会指導計画書・評価票K-29)

クリスマス会の指導計画は、担当教諭3名が立案し、直近の定例職員会議で立案修正を行い企画案として副園長に提示される。その後、開催日1ヶ月前の10時から電話で受け付けを開始し、定員40名の定員で締め切る。会終了後1時間の指導計画と結果について、記録し次年度の計画資料となる。

評価基準 A クリスマス会用指導日案が計画され、計画に沿って実施されたか
B 記録日誌が整備されているか。

L票「保護者連携報告書」1

(クラス日よりL-30)

クラスでの保育目標や活動の様子・今月の取り組みなどを伝えるクラス便りを毎月初日に配布している。在籍するクラスのクラス便り以外のクラスのクラス便りを受け取ることもできる。

評価基準 A 月はじめに発行できているか。
B 規程通りの内容で構成されているか。

(連絡帳L-31)

子どもの様子や心配事など保護者との連絡に使用されるノートで、毎日行き来する。

特に問題が無ければ、月の終わりに、その月の子どもの成長について、担任から報告の形で連絡する。

評価基準 A 保護者から連絡があった場合、速やかにその内容に答えられているか。
B 特に問題の無い子どもに対して、月末に子どもの様子を報告できているか。
C 子どものことで問題が発生した場合の対処ができているか。

(園日よりL-32)

園日より、毎月下旬に園長が発行するもので、その月の出来事や子育てに必要な情報と来月の取り組みについて発行する情報誌である。

- 評価基準 A 定期的に発行されているか。
B 規程の内容が書かれているか。

(インターネット K-33)

情報公開としてウェブ上に幼稚園のホームページが設けられている。毎日の子どもの様子や行事などの会場での集会の様子などが、ネット配信されており、いつでも閲覧できるようになっている。ホームページの構成は、入園案内・保育内容・費用・園児の部屋等をはじめ、未就園児を対象とした子育て支援事業【富士見サラダボール】案内・研究者の研究支援・リカレントの教育支援・学生の学修支援活動などが掲載されている。

- 評価基準 A 支障なく公開されているか。
B 定期的に内容の更新がなされているか。
C 内容等についての問い合わせがあるか。

(母の会だより・会議録 L-34)

母の会は、6クラス12名のクラス代表者で構成されており、園長が顧問として参加し、1年間行事等の支援活動を行っている。そこで広報係が発行する母の会便りや運営に当たる運営委員会の議事録がある。母の会便りは、主に園での活動報告や先生方とのコミュニケーション広場など保護者と園を繋ぐ情報誌として発行されている。

- 評価基準 A 母の会の運営が適切に機能しているか。
B 園の行事等の内容が肯定的に受け入れられているか。

M票 「社会貢献活動」 5

(執筆活動・学会発表・講演活動等 M-35)

全教職員が入会している様々な学会等での研究発表及び、社会活動、執筆活動への参加状況の記述をまとめた資料【研究主任からの提出】。

- 評価基準 A 研開発究主任による教職員の活動状況。

N票 「保育内容総括評価報告書」

A票・C票・D票・E票・G票を基に、園長が総合評価事項を記述する。記述した内容を各教職員に確認してもらい、訂正等を行い文書とする。

- 評価基準 A 保育の理念精神及び保育内容を精査し、総ての関連性から総合評価する。

O票 「行事運営総括評価報告書」 B票

1学期・2学期・3学期の総括会議議事録及び年間指導計画・教育課程の実現状況の総合

評価報告書を作成し、園長に提出する資料。各学期で3日間の内2日間が個人総括で1日が行事総括となる。

- | | |
|------|--|
| 評価基準 | A 年間行事に対する総括評価が行われたか。
B 1年間の全行事の見直しと改善が図られたか。 |
|------|--|

P票「安全管理総括評価報告書」F票・I票

園内における総ての危険を回避するためのマニュアルの作成と計画・訓練の実施が行われているか。(所轄警察及び消防官の要請)を行い、適時実施していく。

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 評価基準 | A 幼稚園環境における総ての場に置いて、安全であることが確認できたか。 |
|------|-------------------------------------|

Q票「地域連携総括評価報告書」K票

幼稚園と地域連携活動特に幼小連携の取り組みなどについて連絡会などでの内容を総括し、今後の課題を導く報告書である。

R票「メンタルヘルス総括評価報告書」(教員相談)

園長・副園長と教職員との交流の場を設け、私生活の悩みや生活相談・保育でのつまずき、教職員同士の考えのズレなどについて相談を受けた場合の1年間の総括資料である。

- | | |
|------|------------------------|
| 評価基準 | A 相談内容に対して、解決が図られているか。 |
|------|------------------------|

S票「総合総括自己点検評価報告書」M票・N票・O票・P票・Q票

最終的に集約される総括文書である。設置者に提出される文書である。

- | | |
|------|--|
| 評価基準 | A 根拠書類に基づき、正しく評価がなされているかを全教員がチェックする。
B それぞれの教職員が、保育の質に対する実態と意識と課題を見いだせているかを確認する。
C 園の理念精神が、教職員の考え方に反映されているか。 |
|------|--|

T票「教育研修総括評価報告書」

各教職員が、研修に参加し、その内容を定例職員会議で報告した際の文書

U票「理事会報告書」

(自己点検評価報告書)(事業計画書)(事業予算書)

5月理事会の開催の際、報告する書類で、財務担当者と園長が報告し、園の健全な運営と課題について報告する。

付 記

平成17年 3 月策定実施

平成20年 3 月改訂実施

平成26年 3 月改訂実施

【考 察】

本研究は、自己点検評価方法について考察したものである。本システムの特徴は、短期大学基準協会が示す平成18年度のガイドラインを参考に改善作成している点である。

つまり教員の個人内評価でありながら、その評価とするエビデンスが客観的ではっきり示されている点にある。単なる主観に頼る 4 段階評価ではなく、この評価方法の最も優れた点は、保育日誌を基軸とし、その保育展開の記録を基に策定される指導計画や実践の外部評価、そして、期間を区切った総括評価などの客観的資料に基づく評価方法を取り入れている点である。さらにこの自己点検評価を高く評価できる最大の特徴は、点検項目が日々保育の中で年間に渡り実施されていくことで、保育実践における負担がかなり軽減されていくことである。

例えば、保育参観の始動計画と共に、E 票「保育参観報告書」のフォーマットが配布され、(指導計画 E-12) (保護者アンケート E-13) (保育日誌 E-14) の 3 つの観点から記述して自己評価し、学級分を提出してもらうようになっている。

提出された内容について、教員が評価した内容に基づき、主幹・園長が総合的に判断し、N 票「保育内容総括評価報告書」に評価をまとめ、最終的に S 票「総合総括自己点検評価報告書」に転記するようになっている。このように、自己点検は、子どもの保育実態から始まり、発達を遂げた子どもの成果を示す指導計画と記録・評価、そして保護者評価が一つにまとめられている。今回、この紀要において「記入フォーマット」及び実際に書かれている「総合総括自己点検評価報告書」を掲出したかったが、掲出の制限から次回に繋げることにした。

なお、本研究は、2009・2010年日本保育学会において一部掲載したものを含む。

謝辞 本研究は、東京都・板橋富士見幼稚園における教職員会のまとめた参考資料を基に考察したものであり、資料提供下さいました教職員の皆様に心より感謝申し上げます。

■参考文献

「私立幼稚園のための学校評価ハンドブック」 全日本私立幼稚園研究機構 2012

「幼稚園における学校評価ガイドライン」 文部科学省 2010

「指導と評価に生かす記録」 文部科学省 2013

イラム・シラージ(著) 他 「保育プロセスの質」 評価スケール 2016

『幼稚園教育要領解説書』 文部科学省 2008

「板橋富士見幼稚園自己点検評価内部報告書」 板橋富士見幼稚園 2009
「[認証評価要綱][短期大学 評価基準]」 短期大学基準協会 2006